

令和5年度（2023年度）

事業計画

<以下、主な項目についての概略>

◆「5. 児童数」

「年間を通した月平均児童数」は、主に『出生数の減少』から、前年度(R4)当初予算との比較で(合計数)▲1.5人、同・見込みとの比較で(〃)▲0.8人の「158.5人」と見込んだ(出生数の減少やコロナによる雇用環境の悪化を考慮)

⇒参考資料:「ほくと保育園・児童数の推移」を添付。なお、「予算(案):収入」にて年齢別比較などを説明。

◆「6. 職員数」

予算人員(育休復帰・〃取得があるため在籍数と同じ)を、前年度当初に比べ+2人の「55人」とした。

なお、保育士数は35人⇒37人(+2人)だが、これはR5.7月に2名の保育士が産休入り・育休になる予定で、この補充で在籍人員が増加した。

◆「12.感染症拡大防止対策」において、ごく少数だが現在も児童の家族にコロナ陽性者が発生しており、また、R5年明けからのインフルエンザやノロウィルスの一時的な流行などの状況からも、引き続き今後も、「児童及び職員」の健康管理・衛生管理を徹底することとしていた。

◆上記との関連で、R2～R4までは『新型コロナウイルス感染症の拡大防止』のため、「13.地域との交流事業」、「14.小学校との連携」、「15.主な行事予定」、「16.職員研修」においては“中止”・“縮小”・“代替え”を余儀なくされたが、今後は感染状況の把握を的確に行い、慎重に検討を重ね“(無理せずに)復活・再開”する計画案とした。

1. 事業年度

令和5年4月1日～令和6年3月31日

2. 施設

名称：ほくと保育園 ～ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第4項に基づき児童福祉施設(保育所)

所在地：北海道室蘭市高砂町3丁目11番48号

3. 事業の目的

- (1) 産休明けの乳児(57日)から就学前までの幼児を対象とし、就労等による保育を希望する家庭の育児支援を行う。また、子どもの発育過程に応じた保育を行い、保護者との情報交換を大切にしながら、心身ともに健やかに育成されるよう支援を行っていく。
- (2) 地域社会に貢献する取組として、地域の高齢者等を支援する福祉サービスを提供する。

4. 施設概要

- (1) 敷地面積：3,399.58㎡
- (2) 建築面積：1,451.44㎡
- (3) 延床面積：1,328.85㎡
- (4) 建物の構造：鉄筋コンクリート造 平屋建

5. 児童数[予算人員](各月4/1の平均)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	※別添「参考資料」あり(合計は、四捨五入のため内訳の計と合わない場合がある)
施設利用定員	(12)	(18)	(24)	(26)	(35)	(35)	(150)	
① R4予算	12.0	31.0	30.0	32.0	30.0	25.0	160.0	
② R4(見込み)	13.8	29.8	28.1	32.2	29.8	25.8	159.3	←R5.3.1確定
③ R5予算	13.3	27.5	30.0	27.7	31.0	29.0	158.5	※予算資料で説明
差引(③-①)	1.3	▲ 3.5	0.0	▲ 4.3	1.0	4.0	▲ 1.5	

6. 職員数[予算人員]

嘱託医(医1人・歯2人)を除く

(ア)R4年4月1日(R4年度当初予算の職員数)

(人)

職種	施設長	保育士	保育支援員	看護師	調理員	補助員	事務員	本部事務局	計
在籍数	1	35	2	3	6	2	1	3	53
(うち休職中)		(1)	(↑短時間2名)		(1)				(2)

(ほくと保育園・計49名)

(イ)R5年3月31日(年度末実人員)

(人)

職種	施設長	保育士	保育支援員	看護師	調理員	補助員	事務員	本部事務局	計
在籍数	1	37	1	3	6	2	1	3	54
(うち休職中)		(1)	当初の1名がR5.1月に復帰、 現在1名が10月から育休中		(↑調理員1名が4月に復帰)				(1)



(ほくと保育園・計51名)

(ウ)R5年4月1日(R5年度予算計上の職員数)

(人)

職種	施設長	保育士	保育支援員	看護師	調理員	補助員	事務員	本部事務局	計
在籍数	1	37	2	3	6	2	1	3	55
(うち休職中)		(3)	(↑短時間2名を予算計上) ←「保育士」1名が育休中、R5.7月に 2名が産休入り						(3)

(ほくと保育園・計52名)

「予算人員」の比較(ウーア)	保育士								
	+2	←R5.7月からの産休・育休2名の補充							2

7. 「全体的な計画」

<別添A3の表>

- (1) 保育理念～ 子ども一人一人を大切にし、保護者から信頼される保育園、地域に根差す保育園を目指す
- (2) 保育方針～ 子どもが健康・安全に過ごせる環境を作り、子どもを心に受けとめ、様々な活動や体験を通じて、豊かな心・主体性が育つよう援助する
- (3) 保育目標
- ①心と体が健やかな子ども
 - ②自主的に活動できる子ども
 - ③よく考えやり抜く子ども
 - ④学ぶ意欲がある子ども
 - ⑤人の話を聞き自分の思いを話せるある子ども
 - ⑥お友達と仲良く遊べる子ども
 - ⑦思いやりがある子ども

このほか、『全体的な計画』では、年齢別の保育目標、「保育所の社会的責任」、「小学校との連携」、「健康支援」、「食育の推進」、「環境・衛生管理、安全管理」、「災害への備え」、「子育て支援」、「職員の資質向上」、「情報公開」、「地域の実態に対応した保育事業と行事への参加」、「特色ある教育と保育・体力づくり」、「自己評価(保育に関する自らの評価)」等について策定している。

8. 保育時間等:

開所時間 午前7時30分～午後7時30分

保育時間 午前8時30分～午後4時30分

9. 特別保育事業:

「乳児保育」、「障害児保育」、「病児保育(自園・体調不良児対応型)」

「延長保育」	①保育標準時間認定	18:30～19:30
	②保育短時間認定	7:30～8:30及び16:30～19:30

10. 完全給食の実施等

～食育の推進と安全・安心な食事を提供し、3歳以上児では継続して完全給食を実施する。
「食育だより」の発行。R1.10月から3歳児以上は保育料の無償化に伴い「給食費」を徴収。

11. 安全、事故防止対策

～避難訓練(火災、地震など毎月)、「不審者侵入対応訓練(室蘭警察署の協力)」、
消防設備点検(年2回)、職員検便(毎月、「ノロウイルス抗原定性検査」を含む)、
SIDS(乳幼児突然死症候群)予防点検～0歳児:毎日)、
「ヒヤリハット集計・分析(四半期ごと)」、自主点検チェック表(毎月:安全点検、遊具)、
「お迎え時の保護者確認の徹底(専任の「補助員」を配置)」

12. 感染症拡大防止対策

～『休園』や『クラス閉鎖』の経験を踏まえ、今後も、新型コロナウイルスなどの感染症の予防
や拡大防止のため、「手洗い」・「うがい」などの日常的な衛生管理を徹底するほか、引き続
き消毒液等の在庫状況を常時管理し、不足する物品等については早期に補充する。
また、今後も児童及び職員のコロナ・インフルの感染を想定した訓練や、ノロウイルスなど
による「嘔吐物の処理」などの模擬訓練や研修を繰り返し行い、感染症の拡大防止に万全を期
す。

13. 地域との交流

(感染症防止対策を最優先し、『再開』にあたっては慎重に事前検討を行う。
なお、感染拡大の局面にあっては「中止」・「延期」・「縮小」の場合がある。)

(1) 地域社会に貢献する取り組み

～保育園の施設・設備などを地域の「高齢者と住民の交流の場」として活用してもらう

これまでの例:ステージや園庭などを、町会・老人クラブ・ボランティア等の行事に活用してもらう。
「室蘭市民オーケストラ」に練習会場を提供(ホール貸出し、H26からコロナ前は夜間に毎月2回程
度)

(2) 地域の人たちや様々な団体等との交流

- ・「発表会総練習」を公開、「地域の方参観日」
- ・「七夕祭り」での地域訪問(近隣のお宅、お店)
- ・「室蘭豊学校」、「東翔高校」、「海星学院高校」との交流

14. 「小学校との連携」

～「保育園だより」と「学校だより」の交換・掲示、各校(天神小・室蘭豊学校)の学芸会見学や
児童交流フェスティバルへの参加、小学校参観日に参加(職員)。

15. 主な行事予定

コロナ自粛期間中は(各行事の目的や内容により、『短時間かつ簡素化』、『人
数の制限や歳児別入替替え』、あるいは『参観なし』・『(録画して)DVD配布』
等々の方法を駆使してきた。)

～今後は、保護者の参観が伴う大きな行事については(「入園式」、「卒園式」、「運動会」、「発表会」)、
感染症拡大の状況を的確に把握しながら、児童にとっての貴重な経験となり、かつ、思い出に残るよう
さらに工夫を重ねる。〔以下、各行事の予定〕

(1) 「恒例行事等」

～入園式、卒園式、お誕生会(各月)、豊学校との交流(各月)、餅つき(5月)、七夕会、夕涼み会(父母の会主催)、運動会(9月)、ビオトープ体験・バス遠足・芋掘り(6月～10月)、発表会(12月)、そり滑り(1月)、お茶会(2月)、ひな祭り会(3月)、健康診断(2回)、歯科検診、交通安全教室

(2) 「世代間交流」

～卒園児との交流、「東翔高校ブラスバンド部」及び「海星学院高校茶道部」との交流、「お茶会」(なお、老人施設との交流は当面見合わせる)

(3) 「その他」

- ①ろう学校との交流(毎月交互に訪問、「…フェスティバル」、「学芸会」)
- ②“バスに乗って”水族館・中島公園・だんパラ公園・環境科学館など
- ③「からだづくり教室」(地区サッカー協会の指導で、年数回サッカーやゲームを楽しむ)

16. 職員研修(予定)

～国の加算の対象(処遇改善等加算Ⅱ)となる「指定研修」のほか、職場内及び外部研修の受講を通じて、職員の意欲や専門性の向上を図る。

併せて、『研修履歴』を職位の発令要件としていることから、その成果が生かせるよう個人別の「キャリア・パス」を構築していく。

- ◆「職場外研修」～ 道社協・道保協などの「指定研修」、民間やNPOなどによる研修
※これまでと同様、“オンライン”方式による受講を予定(大型ディスプレイを活用し自園にて行う)

◆「職場内研修」～

- ①OJT活用により、保育現場の実践に生かしていく。
- ②クラス単位で行う自主研修 ～「保育園での“虐待問題”(各クラス)」など
- ③感染症対策講習会(既述・再掲)～自園でノロウイルス・新型コロナウイルス等の発生を想定した模擬訓練や研修(オンラインなど)を繰り返し行う。
- ④外部から講師を招き、さらなるスキルアップをめざした研修を実施する。

[外部講師を招く研修(職場内研修)のうち主なもの]

- ・「障がい児保育」研修(H27から継続)⇒主にオンラインで実施

17. 「ICT化」による保護者との連携と業務の効率化

～国の補助事業により、新しくR5.2月から「保育システム」の運用を開始した。

当初は「(メールによる)一斉連絡」・「お知らせ(感染症対策の周知など)」に限定していたが、R5.4月からは「登降園管理」、「(保護者と毎日行う)連絡帳」、「児童個人別の成長記録作成」、「保育計画(カリキュラム)作成」等の活用も順次進める。